

大総務第119号
令和6年2月19日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく公益財団法人大阪国際交流センターに係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市経済戦略局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

《様式1》

中期目標期間終了時の検討

所管所属名	経済戦略局	団体名	(公財)大阪国際交流センター
-------	-------	-----	----------------

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	本市に居住する外国人住民を、公的支援の受け手という視点に加えて、主体的に大阪をともにつくる担い手と位置づけ、外国人住民のもたらす多様性を活かし、活力あふれる魅力あるまちづくりをめざすというビジョンのもと、外国人住民が、地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組を進めていくこと。
	(2)中期目標期間
	令和2年12月1日～令和6年3月31日
中期目標	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め地域社会の一員として共生することができる社会の実現に向けて、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動すること（※）について、当該地域社会の住民の理解が深まり、当該活動を促進しようとする意識が高まっている状態
	※「外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動すること」とは、例えば、外国人住民が地域行事に参加あるいは運営側として参画することなどを通じて地域社会において日本人住民と交流し、自国の文化や習慣などを地域の住民と共有することによって、地域社会における多文化理解を深めるとともに、共に地域社会を担うパートナーとしての意識を醸成していくといったことなどという。

中期目標達成状況	指標Ⅰ	「外国人住民が多文化共生の担い手として地域社会において共に活動することを期待する」と考えている住民の割合										
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4	中期目標進捗率	R5【最終】	中期目標進捗率			
	目標値		-	67%	-	68%	-	70%	-			
	実績値		-	73.8%	-	76.9%	-	74.8%	-			

所管所属の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期目標の達成状況【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み(目標期間中) ウ：未達成
	中期目標期間における 団体の事業経営による 本市の行政目的又は施策の達成状況について					
	団体において、地域と外国人住民とがつながる環境づくりとしての取組を進め、市の中期目標期間に掲げられた全ての目標を達成した。その上で本市指標の達成状況の測定のために実施した外国人の地域活動に関する意識アンケートの結果においても、肯定的な回答が最終年度で74.8%と、目標としていた70%を上回っている。なお、令和4年は、ウクライナ避難民への支援が注目を集め、その影響から特に肯定的な回答が多くなったものと考えられる。 以上のことから、中期目標期間における当該団体の取組を通じて、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動することについて、地域社会の理解が深まり、当該活動を促進する意識が高まっているものと評価できる。					

外郭団体の指定の必要性	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について					
	当該団体は、本市の「地域国際化協会」として、多文化共生社会の実現に向け、本市からの交付金事業や委託事業とともに自ら主体的な事業を推進する役割を求められてきたが、従前は交付金事業や本市又は本市以外からの委託事業に重きが置かれ、団体の主体的な取組よりも経営安定化に向け、採算ベースに乗せるのが容易な取組を行う傾向がうかがえた。また専門性やノウハウの継承等も十分に行われていない状況であった。そのため、当該団体を外郭団体に指定して、本市の指導及び調整の下、本市からの交付金事業や委託事業とは別に、本市における多文化共生社会の実現に向けた主体的な取組を本市以外の者からの委託事業に優先して実施するよう事業経営の方向性を転換させるなど本市の影響力を通じて事業経営全般の監理を行い、当該団体は多文化共生社会の実現に向けた独自の事業活動に取り組んできた。そのことから、現状では、この間に築いた地域の社会福祉協議会や各種団体とのネットワークも活かしながら、当該団体が主体的に外国人住民の様々な課題やニーズに応じた効率的な事業展開を行うことが可能となっている。また、当該団体がこれまでに蓄積してきたノウハウを組織内で継承するために固有職員の増員や職員の更なるスキルアップに向けた研修等、業務執行体制の強化も進められており、主体的に取組を継続する体制も十分に構築されている状況となっている。					
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）					
	多文化共生社会の実現には、日本人住民と外国人住民が、言語の違いに加え、異なる文化や生活習慣等を理解し、共に地域の担い手として認め合い、連携していく意識が必要である。現状では、こうした多文化共生の意識は高まりつつあるものの、まだ十分に定着したとは言えない状況である。そのため、地域と外国人住民とがつながる環境づくりとしての取組を進める役割を、引き続き当該法人に対し求めていく必要があるものの、当該団体は、本市の外郭団体として、これまでに多文化共生社会の実現に向けた事業活動を実施してきたことから、その中で築いてきた地域の社会福祉協議会や各種団体とのネットワークも活かしながら、地域社会における外国人住民への活動機会の提供や、地域住民の多文化共生についての理解促進に向けた情報発信を始め、外国人住民の様々な課題やニーズに応じた効率的な事業展開を行うことが可能となっている。 また、当該団体がこれまでに蓄積してきたノウハウを組織内で継承するため、固有職員の増員や職員の更なるスキルアップに向けた研修等、業務執行体制の強化も進められており、主体的に取組を継続する体制も十分に構築されている。 以上のことから、当該団体の外郭団体指定を解除しても、本市の「地域国際化協会」として当該団体が主体的に多文化共生社会実現に向けた取組を実施することにより、本市が求める役割を十分に果たすことが可能である。					
	外郭団体の指定の必要性	B	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無【※「継続して指定」の場合のみ】		ア：有 イ：無
	講ずる措置の内容					